

# 生活保護基準戻して

## 「減額違法」大阪地裁判決受け

## 原告が厚労省要請

国が生活保護の支給額を2013年から段階的に引き下げたのは違法と断じた大阪地裁の判決をうけ、裁判の原告らが24日、厚生労働省に対し、自治体が控訴しないよう指導することを要請しました。保護費の引き下げで利用者の生活は困窮が増しているとして、保護基準を戻すよう求めました。



「控訴しないで」と言われて訴える原告で弁護団の24日、厚生労働省

### 「風呂週に2回国は私たちの生活に無頓着」

裁判は、大阪府内の生活保護利用者42人が国と府内の自治体に引き下げ処分の取り消しなどを求めたもの。大阪地裁は22日、「引き下げは裁量権の逸脱や乱用があり、生活保護法の規定に反し違法」と判断。引き下げ処分を取り消す判決を出しました。

要請後の会見で、原告の仲村義男さん(74)は「公営住宅に入れたものの、(費用が捻出できず)いまだに風呂釜も買えない」「生活だと発言。生活保護の利用者の暮らしにふれ、「風呂は週1〜2回にするなど、みんな何とか我慢して生活している。国は私たちの生活にあまりに無頓着

だ」と訴えました。全国生活と健康を守る会連合会の前田美津恵副会長は、度重なる保護費減額について「どこまで引き下げたら生きていけなくなるかという実験をしているようだ」と批判。作家の兩宮妃凛さんは、

### 全生連「控訴断念を」

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で大阪地裁が22日に原告勝利の判決を出したことを受け、全国生活と健康を守る会連合会(吉田松雄会長代行)は24日、国に対し、控訴の断念と制度の改善を求める声明を発表しました。

声明は、同判決について「歴史的な勝訴判決であり、保護基準引き下げを強行した安倍前政権の社会保障政策を正面から問うものだ」と強調。「全国29都道府県の1000人近

コロナ禍で生活困窮者が増えるなか、控訴断念は「国は困っている人を見捨てないというメッセージになる」と訴えました。

同様の裁判は現在、全国29都道府県の裁判所です。今回の判決は、原告敗訴の不当判決を出した名古屋地裁につづき2回目、違法と判断したのは今回が初めてです。3月に札幌地裁で、5月に福岡地裁で判決が出る予定です。

うにすることが必要」と指摘。「国民の生存権保障確立を求める奮闘する」と表明してべての人々、団体、政

党と共同し、引き続き要求を実現するために奮闘する」と表明して